

# 森林づくり県民税活用事業推進会議について

森林政策課

## 1 会議で検討・決定する内容

- (1) 毎年度の森林税を財源とする事業の内容及び目標
- (2) 森林税を活用した事業について、毎年度の事業の実施状況等の検証及び評価
- (3) 森林税に関する基本方針の見直し
- (4) その他必要な事項

## 2 会議メンバー

### (1) 役員、委員

役 職	構 成 員
会 長	副知事
副会長	林務部長
委 員	税務課長、次世代サポート課長、自然保護課長、山岳高原観光課長、森林政策課長、信州の木活用課長、県産材利用推進室長、森林づくり推進課長、道路管理課長、河川課長、都市・まちづくり課長、教育委員会事務局教育政策課長、教学指導課長

※ 上記委員の他にも各部局主管課及び関係課と情報共有を図るとともに、必要に応じて会議への参加を要請。

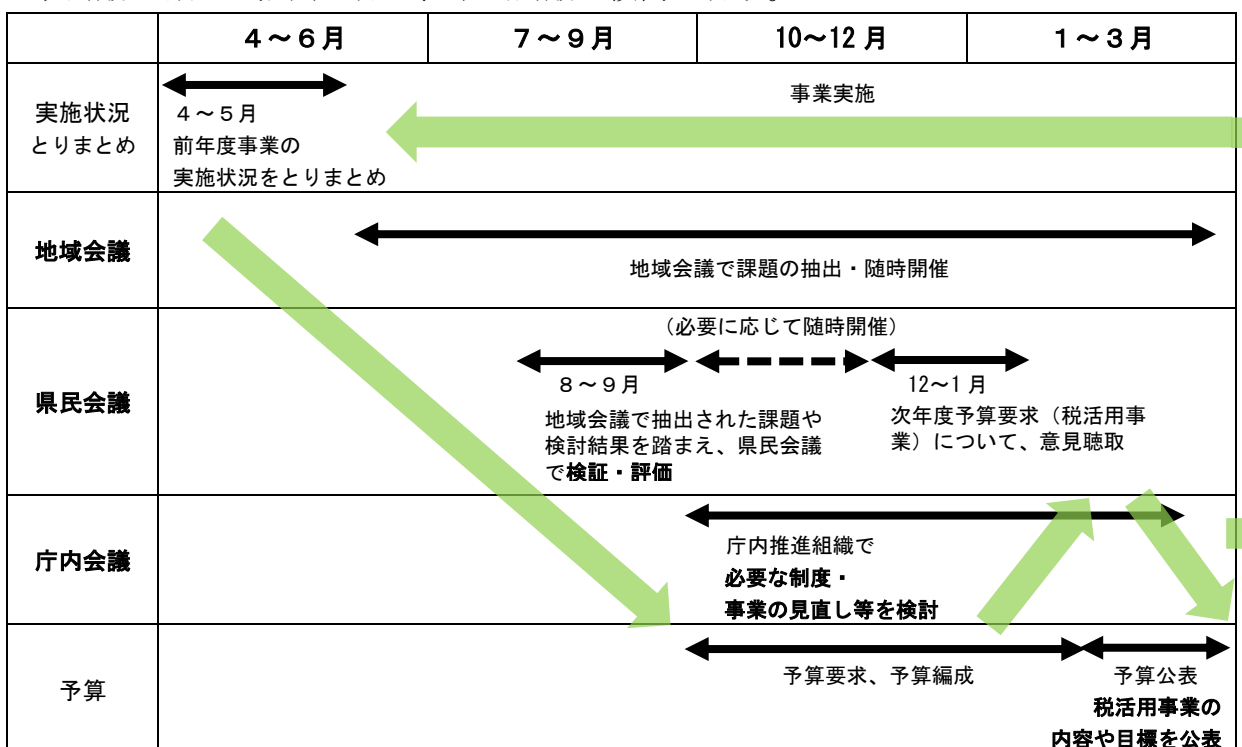
### (2) 幹事会

具体的事項の調査研究等を行うため、幹事会を置く

役 職	構 成 員
幹事長	森林政策課長
幹 事	各委員が指名した者

## 3 検証及び評価スケジュール

地域会議で課題の抽出を行い、県民会議で検討を行う。



# 森林づくり県民税活用事業推進会議設置要綱

平成30年2月6日制定

## 1 目的

長野県森林づくり県民税（以下「森林税」という。）のより効果的な活用を図り、森林税を活用した事業成果の検証や必要な制度・事業の見直しを行うため、森林づくり県民税活用事業推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

## 2 協議事項

この会議で協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 森林税活用事業の内容及び目標
- (2) 森林税活用事業の検証及び評価
- (3) 森林税に関する基本方針の見直し
- (4) その他の必要な事項

## 3 組織

- (1) 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- (2) 会長は、副知事をもって充てる。
- (3) 副会長は、林務部長をもって充てる。
- (4) 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- (5) 会長は、必要があると認めた場合は、委員以外の出席を要請することができる。

## 4 会議

会議は、必要に応じ、会長が招集する。

## 5 幹事会

- (1) 会議に、具体的事項を調査研究させるため、幹事会を置き、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- (2) 幹事会の長は、森林政策課長をもって充てる。
- (3) 幹事会は、必要に応じ、幹事会の長が招集する。
- (4) 幹事長は、必要があると認めた場合は、幹事以外の出席を要請することができる。

## 6 事務局

会議の事務局は、林務部森林政策課におく。

## 7 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

別表 1

税務課長、次世代サポート課長、自然保護課長、山岳高原観光課長、森林政策課長、  
信州の木活用課長、県産材利用推進室長、森林づくり推進課長、道路管理課長、河川  
課長、都市・まちづくり課長、教育委員会事務局教育政策課長、教学指導課長

別表 2

各委員が指名する者